

市教委主催「平野屋会所シンポ」が開催される



2月11日、市民会館大ホールで市教育委員会主催による「平野屋新田会所」のシンポが行われ、党議員団も参加しました。冒頭、開会挨拶に立った中口馨・教育長は「会所の建物が解体されたことは、まことに残念だ。今日のシ

だいたう 議会報告

**日本共産党
大東市議会議員団**
大東市谷川1丁目1-1
議員団控室直通
TEL/FAX 871-5588



市議員
つとむ 津久



市議員
かおり 川島



市議員
しげる 志比田

法律相談
3月2日(月)7時～
大東市民会館
※先着順です
871-5588まで

ンポで改めてその意義を明らかにしていただきたい」と訴えました。

●黒田淳・市教委学芸員が「会所の発掘調査結果」について説明。また土橋正彦・大産大教授が発掘調査と同時に進められた「3D測量」についてスライドを使ってわかりやすく解説されました。

「ぜひ建物を残してほしい」**かった(吉田高子教授)**

●吉田高子・近畿大教授が「会所建物」について専門の建築史の立場で説明され、「ぜひ残してほしい」と強調されました。

●鴻池新田会所・学芸員の井上伸一氏は「新田開発と水利秩序の再構築」と題して「鴻池一族が寝屋川水系を押さえ、大和川付け替えで悪水(排水)の行き場を失った山方の村と平野部の

村との間で水利争いが生じた。平野屋会所は恩智川を抜きには考えられない」と新しい見地を展開。

ピンポイントの「遺構」だけでなく、当時の「システム」全体の立証を

●元文化庁専門官であった伊藤正義・鶴見大学教授は「建物が解体されて史跡指定になりうるか」と問題提起、「そのためにはピンポイントの遺構主義はやめて遺構を含む全体像の再生産のシステムを明らかにすべき」と示唆されました。

●薮田實・関西大学教授は「大和川つけかえに伴って深野池が埋め立てられ、新田開発されたという通説は再検討が必要」「幕府は大和川を西流させることで淀川とダブルで流入していた大阪湾奥部の土砂を防止でき、かつ広大な深野池を埋め立てて新田開発すること

によって相当量の収穫増になるので、新田開発を認めたのではないか。つまり、国家的なプロジェクトであった。そして深野池の新田開発は、民間資金を使ったはじめての例」「当時、会所の当主であった高松家は八尾・柏村新田も保有しており、

平野屋会所だけを見てみると見えてこないこともある。また年貢等の集積所であった会所だけを見ていると、周辺で米か綿が耕作されていたかが見えてこない」と自説を展開されました。

**パネルの佐久間氏
「どう保存していくか」**

第二部は佐久間貴士・大阪樟蔭女子大教授の司会でパネルディスカッションに移り、佐久間氏は「建物が解体されても会所跡がもつ意義が深められ

た。『どう保存していくか』が課題で、後半のパネルディスカッションの論議になる」と論点整理。会場の参加者から質問も出され、最後に、佐久間氏が「学会誌に今日のシンポの内容を発表したい。市には会所文書をぜひ出版してもらいたい」と、まとめられました。

なお市教委の黒田氏以外は、民間の「考える会」のシンポで講演された方ばかりです。

日曜議会[各党による代表質問]
3月8日(日) 午後1時より
日本共産党は豊芦議員
(午後4時15分～)

日本共産党が3月議会に提出した意見書(案)

府立図書館の民営化をやめ、直営維持を求める意見書(案)

大阪府は12月17日、府立図書館の管理運営業務を含む9業務を新たに「市場化テスト」の対象とすることを発表しました。これは、「テスト」とはいうものの、強引に民営化を押し進めようとするものに他なりません。

図書館は、読書傾向という非常にデリケートな個人情報を把握しうる施設で、社会的に対立する立場の資料もわけ隔てなく収集し、無料で利用できるようにしています。

まさに全ての府民に必要な情報へのアクセスを保障する「民主主義の砦」で、「知のセーフティネット」というべき施設です。

加えて府立図書館は府域における「図書館の図書館」として、市町村図書館を支援し、図書館相互のネットワークの維持・充実を図ることで、府内全域の図書館行政、図書館サービスの向上を図る重要な役割を担っています。また直接、来館する利用者に対しても、百年かけて蓄積してきた資料とノウハウを持って対応しています。これらの役割・機能は、公立図書館であってこそ一体として発揮できるものです。府立図書館が民営化されれば、府内全域どころか、全国の公立図書館に大きな影響を与えることは必至です。

よって、府立図書館の民営化につながる「市場化テスト」の導入に反対し、再考を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定のより意見書を提出する。

3月市議会の日程

本会議(開会日)――2月27日(金)

いきいき委員会――3月9～10日

まちづくり委員会――3月11～12日

本会議(一般質問)――3月23～25日

ぜひ傍聴にお越しください

要介護認定の新方式に伴う意見書(案)

介護保険で四月実施予定の要介護認定の新方式に伴い、利用者から聞き取り調査をする際の判断基準が大きく変えられ、重度の寝たきり状態の人などが複数の調査項目で「自立(介護なし)」と認定されることが分かりました。認定の軽度化に拍車がかかり、利用者の生活に深刻な打撃を与えるおそれがあります。

既に更新されて実施している現行の要介護認定方式よりもさらに後退する新方式では、重度の寝たきりの人について「移動・移乗」の項目を「自立(介助なし)」と判断するなど、要介護認定の際の聞き取り調査の基準を変更する計画は、利用者の生活に重大な影響を与えかねません。

既に、四月実施予定の新しい認定方式では、聞き取り調査の項目が、大幅に削減されることが明らかになっています。

厚労省は、判断の考え方は変えていないとしていますが、聞き取り調査の方法や判断基準を示した「認定調査テキスト」には大幅な変更が加えられています。

前例の「移動・移乗」の判断のほかにも、例えば「食事摂取」。食べ物を口にできず高カロリー液の点滴を受けている人の場合、食事として「全介助」から「自立」へと変更されます。また、「麻痺等の有無」についても、日常生活上の支障があれば麻痺ありとするべきところを新テキストでは「日常生活上の支障は評価しない」となるなど、症状の重い利用者を「自立」と判断する逆立ちした基準が適用され、サービスの利用限度額も施設への報酬も減額されます。これは利用者の生活と事業所の経営に対する深刻な打撃です。

さらに、聞き取り調査の項目が大幅に削減されることが明らかになっています。二次判定を行う認定審査会の裁量権も弱められ、コンピューターによる一次判定を変更しにくくなるとの批判があります。サービス利用者の生活実態を反映しない軽度の判定の多発が危惧されています。

よって、地方自治法第99条により意見書を提出します。

記

1、4月からの認定方式と調査基準の変更を延期して、十分な検証を行うこと。

2、その内容と結果を明らかにして、広く国民の意見を聞くこと。

「自治体政策セミナー」開催される

また二宮氏は『自己責任』がいわれるが、憲法は無条件に生存権保障をうたっており、行政がよくいう『自己責任論』は憲法に反する。貧困への対策を行政がまず無条件に行い、その上で『自己責任』があるべき「それは医者が患者に『あなたの健康管理が悪いから』と行って診療を拒否しないのと同じだ。そして治療上の指導として本人の健康管理を問う」とわかりやすく説明されました。

2月13～15日、姫路で自治体問題研究所主催の「自治体政策セミナー」が開催され、古崎議員が参加しました。
二宮厚美氏(神戸大学教授)が「新自由主義的構造改革の破局と自治体における決着」と題して基調講演を行い、「新自由主義と構造改革路線が破綻しており、『年越し派遣村』に象徴されるように国民的な反撃が始まっている。しかし延命をはかる小泉、竹中ラインの動きもあり、自治体現場で皆さんが決着をつけるべき」と訴えました。